

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [前借金相殺の禁止](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[社会保障](#)
[労使トラブル法律相談Q&A](#)
[労働関係法](#)
[経営全般](#)
[人間関係とコミュニケーション](#)
[ライフプラン](#)
[男女共同参画](#)
[公務員関係法](#)
[日朝の歴史](#)
[7つの習慣](#)
[中東の歴史](#)
[ボランティア活動](#)
[環境活動](#)
[社会貢献活動](#)
[自己啓発](#)
[生涯学習](#)
[外交・防衛問題](#)
[資本論](#)

前借金相殺の禁止

前借金相殺の禁止

使用者は、労働者に対し、労働することを条件として前貸しした債権（お金）と貸金を相殺することは禁止されています。

なお、労働者側からの相殺は禁止されていません。ただし、労働者側からの相殺が、実質、使用者からの強制である場合、それは労働基準法に違反となる可能性があります。

つまり、使用者側から、「お前の今月の給料は借金の返済に充当するから払わない」ということは禁止されていますが、労働者側から「自分の今月の給料は借金の返済に充当してください」ということは禁止されていません。

前借金との相殺禁止は、お金の貸し借りと労働関係を完全に分け、お金の貸し借りによる身分的拘束関係の発生を防ぐためのものです。

労働者が使用者から労働者個人の信用に基づいてお金を借りる場合や弁済期の繰上げなどで明らかに身分的拘束を伴わないものは、労働することを条件とした債権には該当しません。

前借金との相殺に該当しないものの例

※使用者が、労働組合との労働協約や労働者からの頼みで、生活必需品の購入資金などの生活資金を貸し、その後、貸したお金を給料から分割控除する場合、貸付の原因・期間・金額・金利の有無などから総合的に判断し、労働することが条件となっていないことが極めて明らかであれば、前借金との相殺にはなりません。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.